毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年２月６日
月　曜　日

第5041号

目　　次

告　　示
○保安林の指定の解除　1
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧
公　　告
○開発行為の工事完了　2

告　　示

富山県告示第44号

保安林の指定の解除について

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和５年２月６日

富山県知事　新　田　八　朗

１　解除に係る保安林の所在場所

富山県下新川郡入善町下飯野372の１（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

潮害の防備

３　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第45号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第１項の規定により県営五鹿屋荒高屋地区土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和５年２月６日

富山県知事　新　田　八　朗

１　縦覧に供すべき書類

県営五鹿屋荒高屋地区土地改良事業計画書の写し

２　縦覧の期間

令和５年２月６日から

令和５年３月７日まで

３　縦覧の場所

砺波市役所

教示

１　この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第１項の規定に基づき、この計画が定められたこと（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して１年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

公　　告

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第３項の規定により公告する。

令和５年２月６日

富山県知事　新　田　八　朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置･区域	種類	住所	氏名
射水市津幡江300番２			氷見市谷屋578番地 射水市津幡江303番地	山﨑　文靖 山﨑　美紀

令和５年２月６日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番